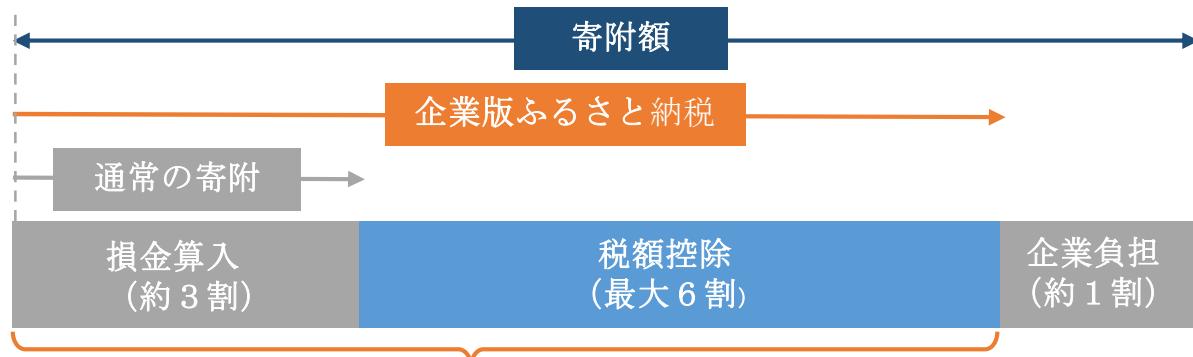


企業版ふるさと納税

企業版ふるさと納税とは？

本制度を活用した寄附を通じて、国が認定した地域再生計画に位置付けられる豊橋市の
地方創生の取り組みを応援いただいた場合に、法人関係税から税額控除する仕組みです。

損金算入による軽減効果（寄附額の約3割）と合わせて、税額控除（寄附額の最大6割）
により、最大で寄附額の約9割が軽減され、実質的な企業の負担が約1割まで軽減されます。



例：1,000万円寄附すると、最大約900万円の法人関係税が軽減

①法人住民税

寄附額の4割を税額控除。（法人住民税法人税割額の20%が上限）

②法人税

法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。

ただし、寄附額の1割を限度。（法人税額の5%が上限）

③法人事業税

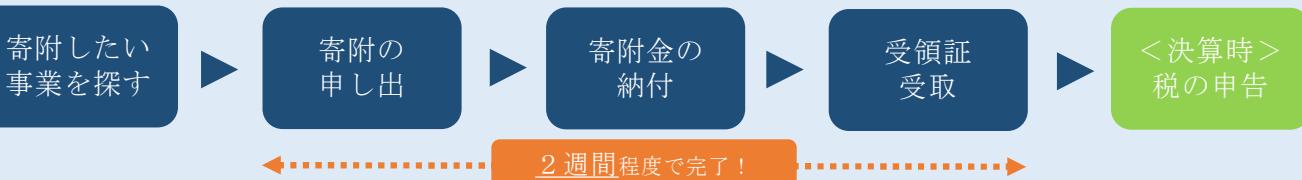
寄附額の2割を税額控除（法人事業税額の20%が上限）



↑
内閣府企業版ふるさと納税
ポータルサイト

※税額控除の手続（申告）や算出に関しては税理士や所管する税務署にご相談ください。

寄附の流れ



寄附に対するベネフィット

感謝の気持ちとして、豊橋市より寄附額に応じた御礼をさせて頂きます。

寄附による社会貢献を通じて、寄附企業様のイメージアップ等に繋げていただけますと幸いです。

※有利な条件での入札等の経済的な利益の供与は禁止されております。

※ベネフィットはご希望される企業様に対し実施するものであり、必須ではありません。

10万円～の
寄附

- 市HPでの企業名等の記載
- 感謝状の贈呈

100万円～の
寄附

- 市HPでの企業名等の記載
- 感謝状の贈呈
- 感謝状贈呈式の実施

問い合わせ先

豊橋市企画部政策企画課

〒440-8501 愛知県豊橋市今橋町1番地

☎ 0532-51-2180 seisakukikaku@city.toyohashi.lg.jp



▶ 豊橋市
企業版
ふるさと
納税HP